

世界馬術選手権大会（2018/トライオン）

馬場馬術競技 代表人馬選考基準

大会期日：2018年9月10日～9月23日

標記大会の代表選手の選考にあたっては、馬場馬術本部が推薦しオリンピック対策会議で審議を経て理事会の承認をもって決定する。

目標は、チームアベレージ72%以上獲得することとする。

1. 選考方法

- (1) 参加意思表明を行った選手の2017年7月1日から2018年7月31日の期間に開催されるCDIおよびCDIOのFEIグランプリを選考の対象とする。
- (2) 成績の良い3競技のアベレージが68%以上の人馬から上位4人馬と1人馬の補欠を決定する。
- (3) 団体を組めなかった場合は上位3競技のアベレージが70%以上獲得した人馬を個人代表人馬とする。
- (4) 同率となった場合、選手選考時点におけるFEI人馬ランキングの上位を優先。

2. 参加意思表明

- (1) 参加意思表明（選手宣言）締切 2018年2月28日
- (2) 参加意思表明の様式に必要事項を記載し、提出すること。なお、様式は当連盟Webサイトからダウンロードすること。
- (3) 送付先：〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館6F
公益社団法人 日本馬術連盟 WEG&AG/馬場 係
FAX： 03-3297-5617

3. 馬の輸送および輸出入検疫

- (1) 輸出検疫所に入厩する馬匹は代表4頭のみとし、補欠馬は輸出検疫を実施しない。なお、代表選手の予備馬は、認定されている場合に限り選手が全ての経費を負担し、選手の責任のもと輸出検疫の実施を認める。
- (2) 代表馬の輸出入検疫に関わる施設および検査経費は連盟が負担する。ただし、検疫期間中における馬の飼養管理は選手の責任において行うこと。
- (3) 輸出検疫所からトライオン間の馬輸送費用は連盟の負担とする。
- (4) 出発時の各選手の厩舎から検疫所までの馬輸送は、各選手の経費負担および責任において行うものとする。
- (5) 大会終了後の馬匹帰着地は輸出検疫を実施した出発地とする。
- (6) 帰着地から選手の厩舎までの馬輸送は、各選手の経費負担及び責任において行うものとする。

- (7) グループ 1 名の活動拠点国とトライオン間の渡航費およびトライオンにおける所定の期間の滞在経費は連盟が負担する。
- (8) JEF が負担すると明記した以外の経費は選手の負担とする。
- (9) 検疫所への入厩前に、獣医師による健康検査等を実施する場合がある。
- (10) 帰着地によっては、一定期間の活動が制限される場合や新たな条件が提示される場合には、その指示に従うこと。

4. その他

- (1) 参加意思表明を提出した選手が、強化活動を中断あるいは停止することとなった場合、すみやかに馬場馬術本部に提出すること。
- (2) 代表人馬に選考されても、監督が選手あるいは馬匹の健康状態に不安があると判断した場合、補欠選手／馬との入れ替えを行う。
- (3) 「JEF ナショナルチームの行動方針」に反する行為があった場合は、選考の対象から外しチームメンバーの認定を取り消す。
- (4) 補欠人馬の有効期限は最終エントリーあるいは輸出検疫に入るいずれかの早い期日までとする。
- (5) 欠員補充については、監督が判断する。
- (6) 選手選考会参加のための馬の輸送および選手の移動は、各自の経費負担および責任において実施すること。